

令和 8 年 4 月

一般事業主行動計画

計画期間:令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

- ① 計画期間中の男性育児休業取得者の取得期間を 1 か月以上取得する者を 60%以上にする。

(次)

<対策>

- 1) 令和 8 年度中に全職員へ周知する
- 2) 令和 9 年度より、育児休業取得者と責任者へ積極的に促す

- ② 子の看護等休暇取得についての対象者を小学校 6 年生修了時まで引き上げる。

(次)

<対策>

- 1) 令和 8 年度中に起案し、経営企画本部会議にて承認
- 2) 令和 8 年 7 月以降、就業規則を改定
- 3) 令和 8 年 7 月以降 法人内育児休業制度を含んだパンフレットを作成し、法人内に広く周知する

- ③ 職員の一人当たりの残業時間を10%削減する。

(次)

<対策>

- 1) 令和 8 年度中に全職員へ周知する
- 2) 令和 8 年 10 月以降、法人全体の目標として周知し、意識啓発を図る
- 3) 令和 9 年度以降、残業時間を 20 時間以上超える場合に勤怠システムでアラートを出し、残業の抑制を促す。

- ④ 介護短時間勤務制度および育児短時間勤務制度について、入職1年目から取得可能にする。

(女)(次)

<対策>

- 1) 令和 8 年度中に起案し、経営企画本部会議にて承認
- 2) 令和 8 年 7 月以降、就業規則を改定

- ⑤ 男女別にそれぞれ1つ上位へ昇進する職員の割合を前事業年度実績比 10%増とする

(女)

<対策>

- 1) 令和 8 年度末に集計し状況分析する
- 2) 令和 9 年度中に昇進者増加にむけて事業本部との連携をはかり推進する。

以上